

別表六の二(十二)

「28」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連
結
事
業
年
度・
・
・
・

法人名

()

各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)		1	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	21	円		
	調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$		2			特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)		22	
	取得価額の合計額 (別表六の二(十二)「11」の合計)		3	各	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	23			
	調整前連結税額 (別表一の二(三)「2」)		24		調整前連結税額基準額 (別表一の二(三)「2」)	25			
	当 期 税 額 基 準 額	法人税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$		6	人 分 の 合 計 期 額	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「22の②」)	27		
		個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		7		当期税額控除額の合計額 $(26) - (27)$	28		
		法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額)		8		総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	29		
		当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額)		9		総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は(29) - (26)	30		
		調整前連結税額超過構成額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$		10		繰越税額控除可能額 連 結 事 業 年 度 平 平 (各連結法人の(40)の①)の合計 平 平 (各連結法人の(40)の②)の合計	31		
		当期税額		「37」欄		32			
		繰越税額		33					
		調整前法人税額		34					
		法人税額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		14		当期繰越税額控除額の合計額 $(33) - (36)$	37		
		個別帰属額基準額の残額 (14)又は(14) - (9)		15		法人税額の特別控除額の合計額 (28) + (37)	38		
	繰 越 分	法人税額基準額 (13)と(15)のうち少ない金額)		16	各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	連 結 事 業 年 度 又は 事 業 年 度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当期控除 可 能 額	翌期繰越額 (39) - (40)
		当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額)		17		39	40	41	
		調整前連結税額超過構成額 $(34) \times \frac{(40)の①}{(31)} + (35) \times \frac{(40)の②}{(32)}$		18		平 平 ①	円	円	外 円
		当期繰越税額控除額 (17) - (18)		19		平 平 ②			
		法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11) + (19)		20		計		(17)	
						当 期 分	(5)	(9)	外
			合 計						

「28」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14第2項」
 ② 「区分番号」欄：「10490」
 ③ 「適用額」欄：「28」欄の金額

「37」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14第3項」
 ② 「区分番号」欄：「10491」
 ③ 「適用額」欄：「37」欄の金額

別表六の二(十二)

平二十七・四・一以後終了連結事業年度分